

(2)代理人が入札する場合
ア「入札書」

入 札 書					
平成 年 月 日					
和歌山県紀北県税事務所長 様 (かつらぎ町長)					
入 札 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">氏 名 (名称)</td><td></td></tr></table>	住 所		氏 名 (名称)	
住 所					
氏 名 (名称)					
代 理 人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%; text-align: center;">住 所 及 び 氏名又は名称</td><td></td></tr></table>	住 所 及 び 氏名又は名称			
住 所 及 び 氏名又は名称					
公売公告第 号に基づいて入札します。					
売却区分番号	入 札 価 額				
	円				
公 売 財 産 の 名 称 等					
<p>(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。</p> <p>2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。</p> <p>3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。</p> <p>4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。</p> <p>5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。</p> <p>6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。</p> <p>7. 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。</p> <p>8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。</p> <p>9. 公売財産の売却決定は最高価申込者の入札価額をもって行います。</p>					

(2)代理人が入札する場合
ア「入札書」

住民票の住所を記載してください。
本人及び代理人の氏名を記載してください。
氏名にはフリガナを付けてください。

入 札 書	
平成 年 × × 月 日	
和歌山県紀北県税事務所長 様 (かつらぎ町長)	
入 札 者	住 所 和歌山市 通1丁目 番××号
代 理 人	氏 名 (名称) 若山 健太郎 住所及び 氏名又は名称 岩出 町子

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付ける。

公売公告第 号に基づいて入札します。

売却区分番号	入 札 価 額
	¥ 3 4 0 0 0 0 0 円
公 売 財 産 の 名 称 等	
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字 字 × × 番地 宅 地	

(注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙としてください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権を認める書面を提出してください。
5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。
6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
7. 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
9. 公売財産の売却決定は最高価申込者の入札価額をもって行います。

入札書には、予め売却区分番号、公売財産の名称等を記載しています。